

総括

I 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町 4 丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
昭和 26 年 9 月	船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
昭和 27 年 7 月	市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
昭和 42 年 6 月	野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
昭和 44 年 12 月	市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。(市川市の所有地 2,527.60 m ² を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建、建築延面積 1,158.60 m ²)
昭和 45 年 4 月	食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
昭和 49 年 4 月	環境衛生課が新設された。
昭和 54 年 4 月	検査課が新設された。
平成 4 年 4 月	食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
平成 9 年 4 月	地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。 なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
平成 12 年 4 月	食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。 なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
平成 13 年 4 月	習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
平成 15 年 4 月	東葛南部で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。 (船橋保健所は、平成 14 年船橋市保健所となる。)
平成 16 年 4 月	東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。 なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
平成 16 年 6 月	配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。
平成 17 年 4 月	精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。
平成 20 年 4 月	総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター(習志野保健所)検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。

平成 25 年 2 月 庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）

平成 25 年 4 月 組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。

平成 25 年 10 月 庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）

管内市町村の変遷

昭和 24 年 11 月 大柏村が市川市に合併した。

昭和 30 年 3 月 行徳町が市川市に合併した。

昭和 31 年 10 月 南行徳町が市川市に合併した。

昭和 56 年 4 月 浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	陳 神 伝	昭和 20. 10. 1～20. 11. 16	事務 取扱	服 部 隆 男	平成 6. 1. 1 ～ 6. 3. 31
2 代	大 石 巖	昭和 20. 11. 17～26. 7. 15	13 代	服 部 隆 男	平成 6. 4. 1 ～ 7. 3. 31
3 代	北 原 圭 三	昭和 26. 7. 16～30. 3. 31	14 代	今 留 淳	平成 7. 4. 1 ～ 9. 3. 31
4 代	高 塚 太 吉	昭和 30. 4. 1 ～36. 4. 30	15 代	井 上 孝 夫	平成 9. 4. 1 ～11. 3. 31
5 代	内 田 早 苗	昭和 36. 5. 1 ～39. 3. 31	16 代	安藤由記男	平成 11. 4. 1～ 16. 3. 31
6 代	坂口孝友郎	昭和 39. 4. 1 ～48. 3. 31	17 代	渡 邊 義 郎	平成 16. 4. 1～ 20. 3. 31
7 代	沖山鏖三郎	昭和 48. 4. 1 ～55. 3. 31	18 代	児玉賀洋子	平成 20. 4. 1～ 22. 3. 31
8 代	稲 田 正 實	昭和 55. 4. 1 ～58. 3. 31	19 代	久 保 秀 一	平成 22. 4. 1～ 25. 3. 31
9 代	藤 本 辰 一	昭和 58. 4. 1 ～60. 3. 31	20 代	江 口 弘 久	平成 25. 4. 1～ 27. 3. 31
10 代	村 上 泰 邦	昭和 60. 4. 1 ～61. 3. 31	21 代	佐久間文明	平成 27. 4. 1～ 28. 3. 31
11 代	今 関 治 邦	昭和 61. 4. 1 ～平成 2. 3. 31	22 代	児玉賀洋子	平成 28. 4. 1～
12 代	山 田 裕 巳	平成 2. 4. 1 ～ 5. 12. 31			

2 概 要

管内は江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。また、近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、国内外から年間2, 500万人を超える観光客が訪れる東京ベイエリアの重要な一角を占めている。

管轄は市川市及び浦安市の2市で、平成27年10月1日現在の世帯数は302,680世帯で、人口645,578人と前年より増加している。年齢構成では、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加している地域である。

また、住民の保健医療に対する関心が高く住民のニーズに対応するため、健康福祉センターでは保健衛生及び食品・環境衛生の行政推進に、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

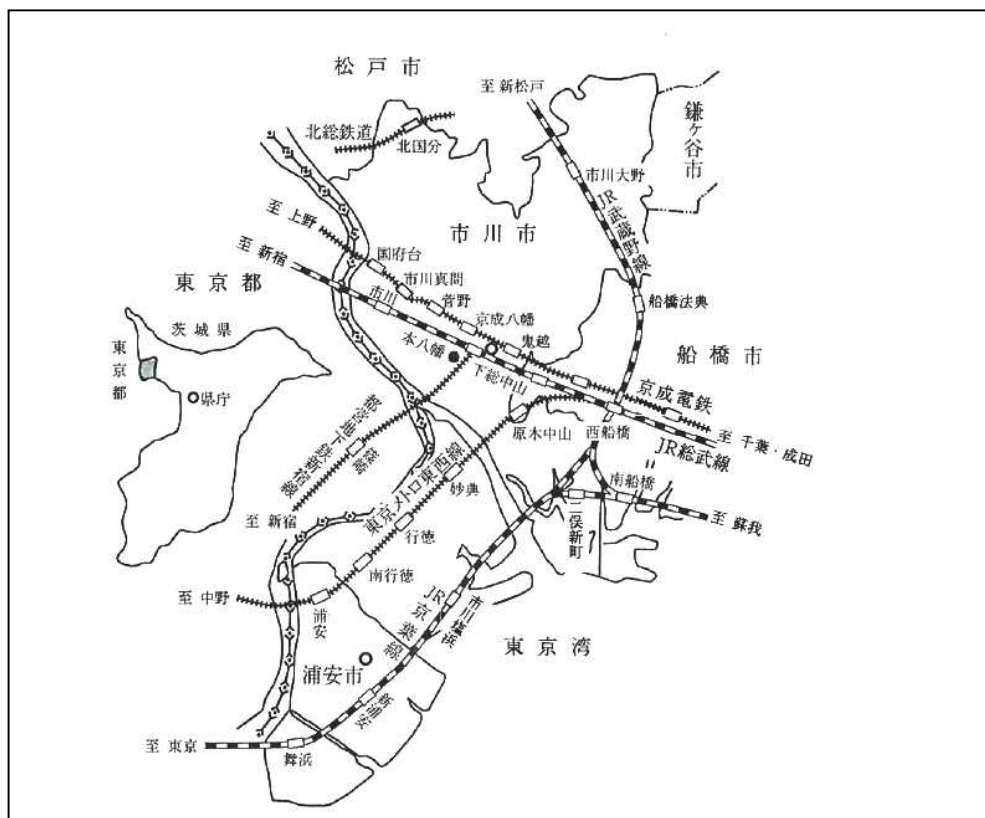
表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	302,680	645,578	8,630.7	74.8
市 川 市	228,684	481,492	8,381.1	57.5
浦 安 市	73,996	164,086	9,484.7	17.3
県 総 数	2,609,132	6,222,666	1,206.5	5,157.7

出典：(人口) 平成27年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 平成27年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表 2 のとおりで平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳の年少人口の割合は 13.1%、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 68.0%、65 歳以上の老年人口は 18.9%で、県全体に比べると生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっている。管内の平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は図 3 - (2) のとおりである。

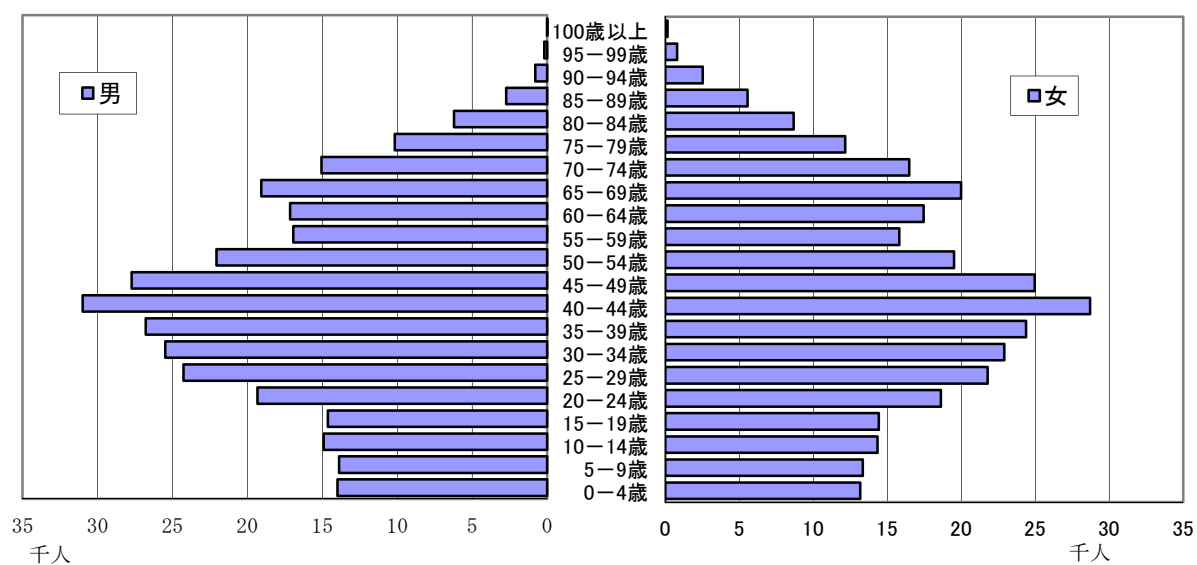
表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0 歳～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	1 2	575,697	79,423	(13.8)	437,168	(75.9)	59,106	(10.3)	—	—
	1 7	617,607	86,333	(14.0)	455,126	(73.7)	76,148	(12.3)	—	—
	2 2	639,334	89,076	(13.9)	452,391	(70.8)	97,867	(15.3)	—	—
	2 5	630,528	85,354	(13.5)	435,078	(69.0)	110,096	(17.5)	—	—
	2 6	633,237	84,323	(13.3)	433,469	(68.5)	115,445	(18.2)	—	—
	2 7	638,059	83,642	(13.1)	433,887	(68.0)	120,530	(18.9)	—	—
市川市	1 2	445,842	60,179	(13.5)	336,030	(75.4)	49,633	(11.1)	—	—
	1 7	464,444	61,926	(13.3)	339,962	(73.2)	62,556	(13.5)	—	—
	2 2	475,294	62,047	(13.1)	334,305	(70.3)	78,942	(16.6)	—	—
	2 5	468,373	59,996	(12.8)	320,771	(68.5)	87,606	(18.7)	—	—
	2 6	470,285	59,581	(12.7)	319,221	(67.9)	91,483	(19.5)	—	—
	2 7	474,340	59,487	(12.5)	319,722	(67.4)	95,131	(20.1)	—	—
浦安市	1 2	129,855	19,244	(14.8)	101,138	(77.9)	9,473	(7.3)	—	—
	1 7	153,163	24,407	(15.9)	115,164	(75.2)	13,592	(8.9)	—	—
	2 2	164,040	27,029	(16.5)	118,086	(72.0)	18,925	(11.5)	—	—
	2 5	162,155	25,358	(15.6)	114,307	(70.5)	22,490	(13.9)	—	—
	2 6	162,952	24,742	(15.2)	114,248	(70.1)	23,962	(14.7)	—	—
	2 7	163,719	24,155	(14.8)	114,165	(69.7)	25,399	(15.5)	—	—
県総数	1 2	5,966,775	855,541	(14.3)	4,302,215	(72.1)	809,019	(13.6)	—	—
	1 7	6,113,661	834,271	(13.6)	4,257,548	(69.6)	1,021,842	(16.7)	—	—
	2 2	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	—	—
	2 5	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	2 6	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	2 7	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（27 年 4 月 1 日現在）

図 3 - (2) 管内年齢 5 歳階級別人口構成図（平成 27 年 4 月 1 日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 27 年 4 月 1 日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

		管内			市川市			浦安市			千葉県		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
年齢区分	総数	638,059	322,403	315,656	474,340	241,344	232,996	163,719	81,059	82,660	6,254,359	3,124,007	3,130,352
年少人口	0～	27,177	13,999	13,178	20,321	10,418	9,903	6,856	3,581	3,275	249,351	128,231	121,120
	5～	27,222	13,885	13,337	19,141	9,746	9,395	8,081	4,139	3,942	266,072	136,672	129,400
	10～	29,243	14,901	14,342	20,025	10,266	9,759	9,218	4,635	4,583	280,270	143,679	136,591
生産年齢人口	15～	29,056	14,631	14,425	20,092	10,236	9,856	8,964	4,395	4,569	289,585	148,581	141,004
	20～	37,958	19,336	18,622	26,747	14,041	12,706	11,211	5,295	5,916	314,373	163,727	150,646
	25～	46,033	24,253	21,780	34,278	18,450	15,828	11,755	5,803	5,952	342,478	178,568	163,910
	30～	48,392	25,485	22,907	36,603	19,588	17,015	11,789	5,897	5,892	384,226	199,671	184,555
	35～	51,150	26,779	24,371	38,471	20,542	17,929	12,679	6,237	6,442	442,286	229,307	212,979
	40～	59,704	30,999	28,705	43,962	23,233	20,729	15,742	7,766	7,976	524,946	272,577	252,369
	45～	52,683	27,716	24,967	37,931	20,109	17,822	14,752	7,607	7,145	455,235	237,047	218,188
	50～	41,579	22,073	19,506	30,681	16,325	14,356	10,898	5,748	5,150	385,142	198,782	186,360
	55～	32,730	16,932	15,798	24,762	12,921	11,841	7,968	4,011	3,957	356,418	180,792	175,626
	60～	34,602	17,147	17,455	26,195	13,106	13,089	8,407	4,041	4,366	416,811	206,481	210,330
老年人口	65～	39,042	19,064	19,978	29,826	14,512	15,314	9,216	4,552	4,664	471,881	229,378	242,503
	70～	31,536	15,067	16,469	24,718	11,707	13,011	6,818	3,360	3,458	401,749	192,370	209,379
	75～	22,319	10,162	12,157	17,918	7,998	9,920	4,401	2,164	2,237	294,569	138,215	156,354
	80～	14,881	6,224	8,657	12,256	5,063	7,193	2,625	1,161	1,464	201,630	85,454	116,176
	85～	8,294	2,740	5,554	6,719	2,239	4,480	1,575	501	1,074	115,088	40,237	74,851
	90～	3,327	799	2,528	2,751	665	2,086	576	134	442	47,236	11,601	35,635
	95～	971	185	786	807	158	649	164	27	137	12,849	2,317	10,532
	100～	160	26	134	136	21	115	24	5	19	2,164	320	1,844

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 27 年 4 月 1 日現在）

4 市川健康福祉センター(市川保健所)健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第 1 金・第 2 月・ 第 3 火曜日 第 3 金曜日※)	13:30～15:30	予約制 ※) 浦安市健康センタ ーで実施
D V 相談		< 電話相談 > 月～金曜日 < 面接相談 > 毎週金曜日(面接 相談は予約制)	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199
「障害のある人もない人も共 に暮らしやすい千葉県 づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854
H I V 相談・抗体検査 肝炎ウイルス検査	日中 検査	第 1・3 木曜日	13:30～14:00	予約制
	夜間 検査	第 1 木曜日	17:30～19:00	予約制
腸内細菌検査		毎月 2 回 月曜日	9:00～10:30	有料
遺伝相談		年 4 回 第 3 金曜日	13:00～17:00	予約制
結核管理・接触者健康診断		第 1・3 水曜日 第 4 水曜日	9:00～10:00 14:30～15:00	対象者に通知

5 各種委員会

(1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項により、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (平成28年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市 川 市 長	大久保 博
浦 安 市 長	松 崎 秀 樹
千 葉 県 議 会 議 員	赤 間 正 明
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 衛
千 葉 県 議 会 議 員	岡 田 幸 子
千 葉 県 議 会 議 員	坂 下 しげき
千 葉 県 議 会 議 員	プ リ テ ィ 長 嶋
千 葉 県 議 会 議 員	守 屋 貴 子
千 葉 県 議 会 議 員	内 田 悦 嗣
千 葉 県 議 会 議 員	矢 崎 堅 太 郎
市 川 市 医 師 会 会 長	吉 岡 英 征
浦 安 市 医 師 会 会 長	小 林 澄 子
市 川 市 歯 科 医 師 会 会 長	長 谷 川 勝
浦 安 市 薬 剤 師 会 会 長	高 橋 春 夫
東京ベイ・浦安市川医療センター長	藤 谷 茂 樹
国立国際医療研究センター国府台病院院長	上 村 直 実
千葉県看護協会市川地区部会長	渡 邊 一 枝

和洋女子大学家政学部准教授	大河原 悦 子
市川保健所管内食品衛生協会会長	宇田川 正 美
市 川 市 福 祉 公 社 理 事 長	伊 藤 常 矩
浦安市社会福祉協議会会長	大 塚 久美子

(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条により、設置している。

法律第24条：

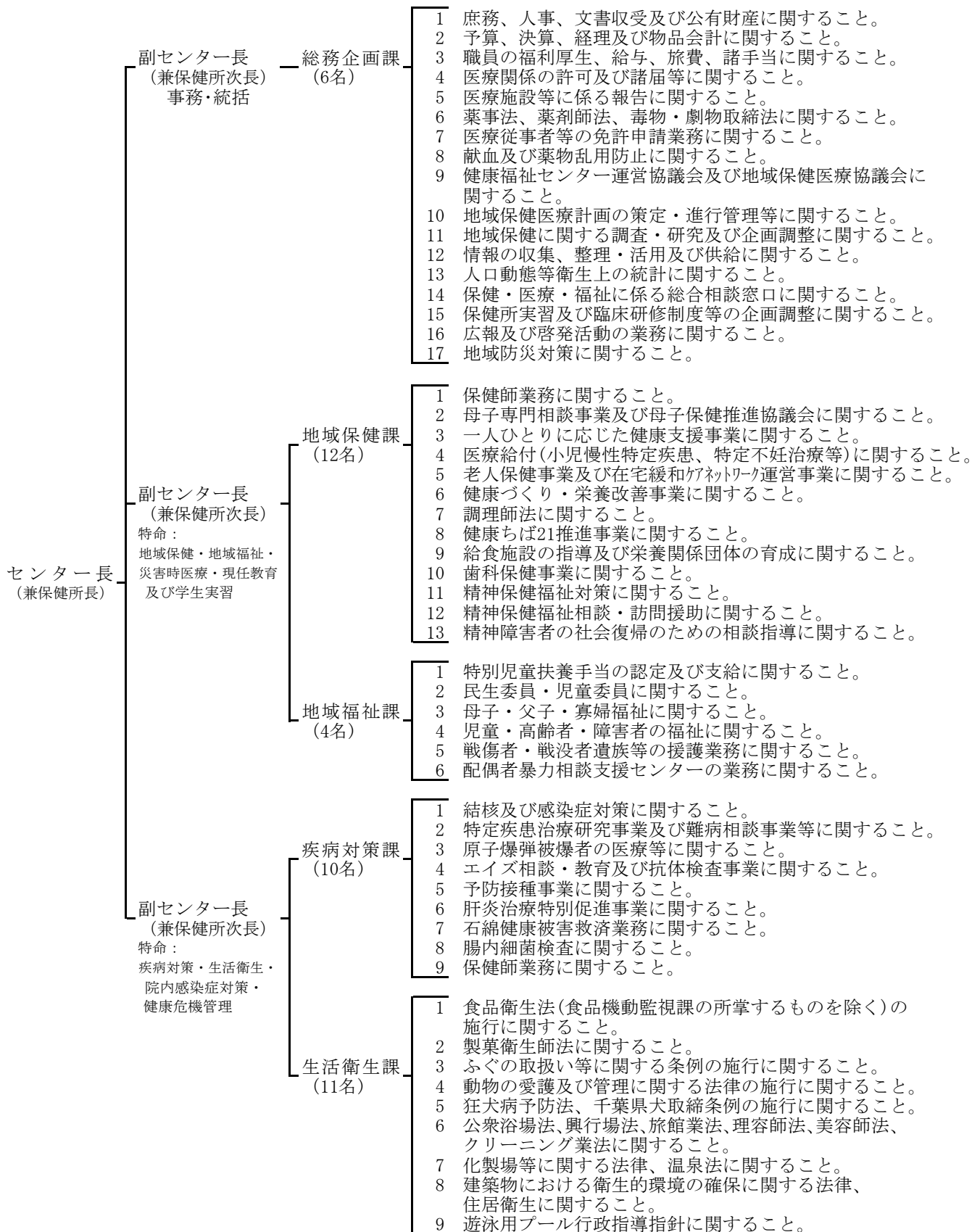
各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成 28年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山 口 医 院 院 長	山 口 隆
財団法人化学療法研究会化学療法研究所附属病院呼吸器センター部長	増 山 英 則
東京ベイ・浦安市川医療センター感染対策室長	北 薊 英 隆
大 塚 医 院 院 長	大 塚 智 博
あ お ぎ り 総 合 事 務 所 司 法 書 士	稲 葉 浩 運



7 職員数及び配置状況

表 7 職 員 配 置

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

	センター長 (所長)	副センター長 (次長)	総務企画課	地域保健課 【課長】	地域福祉課 【課長】	疾病対策課 【課長】	生活衛生課 【課長】	計
合計	1	3	6	12	7 (3)	18 (8)	16 (5)	63
医師	1							1
事務		1	3		6 (2) 【1】	1		11
薬剤師		1	2			1 (1)	5 (1)	9
獣医師							6 (3)	6
保健師		1	1	6 【1】	1 (1)	8 【1】		17
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						7 (7)	3 【1】	10
管理栄養士				2			1 (1)	3
精神保健福祉士				4				4
その他の技術職員								0
食品衛生監視員《再掲》							1 《5》	1
環境衛生監視員《再掲》								0

(注) 技術職員の職種については、主たる職種とする。また、兼務職員の内数は () に、課長の職種は 【】 に再掲とした。